

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 令和8年1月22日（木）14時00分から15時15分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎2階 市民協働会議室
- 4 出席した者の氏名
  - （1）委 員 鬼澤真寿、大場政義、潮田裕子、須藤幹夫、小田倉康家、安達忠治、大内宏之、今井章人、中庭由美子、奥田俊裕、寺門祐一、三浦友美
  - （2）執行機関 小川佐栄子、砂川和敏、小野克也、宮地洋平、大野愛、澤内友美
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - 報告事項
    - （1）令和8年度国保事業費納付金について（公開）
    - （2）令和8年度水戸市国民健康保険税に係る答申（案）について（公開）
  - 協議事項
    - （1）子ども・子育て支援納付金課税額等について（案）
  - 答申
    - （1）令和8年度水戸市国民健康保険税について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称  
令和8年第1回水戸市国民健康保険運営協議会

## 9 発言の内容

執行機関 定刻でございますので、ただいまから令和8年第1回水戸市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

\_\_\_\_委員、\_\_\_\_委員から、所用により、欠席との連絡をいただいておりますので、御報告を申し上げます。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。はじめに、会長より御挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

会 長 （挨拶）

執行機関 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

水戸市国民健康保険規則第4条第4項の規定によりまして、会長に議事進行をお願いしたいと思います。それでは、会長よろしくお願いいたします。

会 長 それでは規則によりまして、会長が議事を進めるということになっておりますので、御協力よろしくお願いいたします。本日の出席委員は、12名でございます。過半数に達しておりますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

次に、会議録署名人の指名について、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

— 異議なし —

会 長 異議なしとの声ございましたので、それでは、指名をさせていただきます。

\_\_\_\_委員さんと\_\_\_\_委員さんをお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

「報告事項1 令和8年度国保事業費納付金について」、事務局から御説明をお願いします。

執行機関 （1 令和8年度国保事業費納付金について説明）

会 長 ただいまの事務局の説明がありましたとおり、県から納付金の確定値が示され、仮算定時と比較して、約6,000万円の減額というようなことございました。これについて何か御意見等ございましたら、御発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

\_\_\_\_委員 本算定が出て、確定値が747億、増減19億。この差について確認と質問になります。75歳以上の後期高齢者の方が、後期高齢者医療に移行するからという理由以外に、あとは、この1、2年で国の政策で国保の加入者が社会保険へ移行しているということで、国保の保険料を人より多く払っていた国保の加入者が減っているという理解でしょうか。

執行機関 質問にお答えさせていただきます。まず、75歳以上の方が後期高齢者医療制度へ移行するというお話がございましたが、こちらにつきましては、移行される方が多く、そちらに伴って被保険者数が減ってきているという状況にあります。そのため、保険給付費の推計結果が減少となり、納付金の減額要因となっております。社会保険の適用拡大についてですが、今年度の納付金につきましては、まだ、そちらの影響を受けていないという認識でございます。

\_\_\_\_委員 県全体での国保事業費納付金の令和6年度の確定値で800億で、今年747億。今後、前年度と比べて、だんだん減っていくというふうに予想していますか。水戸市としては、2ページの下にあります。ここも同じく、国保の加入者が減ったという原因で、確定値も年々、県と同じでスライドして下がっていくのでしょうか。

執行機関 水戸市としましても、県と同じでありまして、被保険者が減っており、財政規模として減っていく見込みでございます。今後の納付金につきましては、県と市の両方とも、金額は減少傾向にあると考えております。

\_\_\_\_委員 国保の加入者の減少、そして75歳以上の第1次ベビーブームの方が、後期高齢者医療に移行したので、そう考えると国保の全体的な財政が、なかなか厳しくなっているというふうに予想されます。昨年、国保の値上げという話があって、私は了承していませんが、その中で、水戸市としては、今後どうやっていくかっていうのもあるんですけども、私としては、やっぱり国からのお金がなかなか来ないという、来ても、少ないっていう、現状があるので、それはやはり問題だというふうに考えます。もう1つ質問です。3ページの歳入の⑤、制度改革の影響によってマイナス5,000万円とありました。制度改革について、もう少し説明をお願いします。

執行機関 こちらにつきましては、一般会計からの繰出金となりまして、国の方で繰出基準を定めているところでございます。制度改革により、繰出基準が変わったことで、減額となっております。内容としましては、出産育児一時金に係る繰出基準が変更になりましたので、その見直しをして、再計算いたしますとマイナス5,000万円となっております。

\_\_\_\_委員 単年度だけですか。来年度もまた変わりますか。確定値の時に。

執行機関 こちらの制度改革につきましては、9年度以降も同様の基準が続いていく見込みであります。今年度は確定値を報告する際に、変更させていただきましたが、来年度は仮算定から確定値に変わる段階での減額は、発生しないものと考えております。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。それではないようですので、御報告を受けさせていただきます。次に「協議事項1 子ども・子育て支援納付金課税額等について(案)」についてでございます。

本件は、前回の運営協議会において、県から示された標準保険税率を基に設定した案が示されたところではありますが、今月、県から新たに納付金の確定値及び標準保険税率が示されましたので、執行部において再度試算を行い、今回、案として出されております。

す。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

執行機関 (1 子ども・子育て支援納付金課税額等について(案)について説明)

\_\_\_\_委員 子どもへの支援は、私も理解しています。ただしかし、その仕組みに問題があるというふうに、私たち日本共産党は考えています。すべての保険に加入してる人から、もれなく、子ども・子育て支援金をとる仕組みと、使い道については、子どもに支援が必要というのは理解していますが、国保は成り立ちから言って、加入者の方の所得が低い方が多いので、その中で、またさらに、子ども・子育て支援金が入るとするのは、非常に大変だなというふうに感じております。子ども・子育て支援金という制度に反対してます。1つ質問です。仮算定と確定値について、おおむね国保は、たいたい確定値は仮算定よりも、下がっていることが多いんですが、今回、おおむね600万ほど確定値が増えています。その影響をどのように水戸市は考えていますか。

執行機関 こちらの県から示された額でございますが、県の方も初めての算定ということもありまして、なかなか苦慮されていたところでございます。こちらの算定方法については、国が算定に用いる係数を県の方に示して、計算をしているところですが、その係数が仮係数から、直近の情報を反映した確定係数に変わりましたので、その影響で増額となっております。

また、仮算定時から増額となり、約600万円の影響を受けましたが、そちらにつきましても、水戸市の方で再度試算させていただいたところ、仮算定時にお示していました標準保険税率から、保険税率を若干、下げることができましたので、その点は、よかったと考えております。

\_\_\_\_委員 シミュレーションしたモデルケースを見させていただいて、まず、仮算定から確定値になったので、この金額っていうのはわかりました。質問です。国保に加入する世帯で一番多いのがケース5とケース6。人数が多く、ボリュームゾーンで70歳代の方が一番多いんですが、支払っている保険料の金額ではどうでしょうか。人数が多いので、70歳代の単身、夫婦方が、国保の場合は、保険料払っている割合が多いのでしょうか。それとも、やっぱり、ケース3と4の場合、世帯の収入が800万と多いので、その分払う保険料も多いのでしょうか。

執行機関 ケース5とケース6の方は、人数が多い状況でございますが、70歳の年金生活者の方となりますと、どうしても保険税額は低くなってしまいますので、保険税の収入としては、少なくなっております。ケース3とケース4でしたり、それ以上に所得が高い方が、保険税を多く払っているという状況でございますので、そちらの方々の保険税が占める割合が多い会計となっております。

\_\_\_\_委員 ケース3とケース4、それ以上の方は、人数は少ないけれども、会計の場合、保険税の占める割合が高い。そのケース5と6よりは高い。そういう認識なんでしょう。

次の質問ですが、全世代型負担と言っていて、金額は確か2年前では、月500円程度っていうふうに言っていたんですが、この表見ると大分違うかと。あとは実質負担ゼ

ロというふうに政府も言っていました。これから、4月、この子ども・子育て支援金制度が始まったときに、市民の方から、この制度について、質問がたくさん来ると思うんですけど、昨年12月の新聞報道でも、国と自治体との話し合いの中で、国側の、国民への周知が足りないという自治体職員から指摘があったという報道もありました。水戸市は、どのように市民の方に、制度の周知を考えていますか。

会 長 周知方法についてお願いします。

執行機関 国におきまして、令和8年の1月から3月にかけて、集中的に広報を展開していくというような話がございまして、広報の手法につきましては、こども家庭庁のホームページのリニューアルでしたり、SNSの活用、リーフレットポスターの作成、インターネットバーナー、新聞広告をやっていくというような状況でございます。市におきましても、ホームページや広報紙、被保険者への通知等によりまして、丁寧な周知、広報に努めてまいります。

\_\_\_委員 資料の中に、モデルケースによる保険税額シミュレーションと書いてあるんですが、子ども・子育て支援金は、税金なんですか。保険税と書いてあるんですけど。

執行機関 枠組みとしましては、社会保険料と合わせて徴収するものとなっております。水戸市国保の保険料については、国保税という形で、税金となっておりますので、子ども・子育て支援金につきましても、国保税という税金という形で徴収させていただくものがあります。

\_\_\_委員 枠組みの中での徴収ですが、これ税金なんですね。税金と言ってなかったような。税金だったんですね。そうであれば、保険税額という税はちょっと。税金ではないかと思っていました。

会 長 回答は要りませんか。

執行機関 よろしいでしょうか。この子ども・子育て支援金の課税額につきましては、地方税法の改正によりまして、国保の納税者に課する、既存の課税区分に追加となったものでございますので、税金として徴収するものでございます。

\_\_\_委員 税金なんですね。

執行機関 国民健康保険税として徴収するものです。

\_\_\_委員 子ども・子育て支援金じゃなくて、子ども・子育て支援税なんですね。

執行機関 国民健康保険税の中の課税区分の1つとして、追加となったものでございます。

\_\_\_委員 国の制度ですが、税金でないかと訴えたいです。

会 長 国の制度なのではないですが、制度的にこういった徴収をすれば、当然、税金の1つに入ってきてしまうという、それが正しいかどうかは別問題なので。御意見はわかりました。ほかにございますか。

――委員 4ページの表で、確定値のところよりも、水戸市の保険税の案が、税率の所得割、均等割、18歳以上均等割が少ない数字になっていて、来年度、再来年度に段階的に上がっていくということですが、その初年度を少なめにしてしまったことによって、来年度、再来年度が急激に上がってしまうということはありませんか。

執行機関 ただいまの御質問にお答えいたします。県が示した標準保険税率に対して、本市の案の方が低い理由についてですが、税率の試算に当たりまして、考慮すべきポイントが2点ございます。まず1点目が被保険者の数、2点目が収納率でございます。県の示した数字を見ますと、例えば被保険者の数ですと、今年度、県の考えとしては、県全体で4.55%の被保険者が減る見込みを示しているんですが、水戸市に当てはめると、今年度、約2,100人減るという計算になるんですが、この実態を見ますと、今年度4月から12月の9ヶ月間で、およそ560人の減少にとどまっています、このペースでいくと、今年度1年間でも、800人弱の減少にとどまるのかというところで、実態に即すると、被保険者の数は県の考えよりもちょっと多いのかなというところなんです。収納率につきましても、県は機械的に令和4、5、6の3か年の平均値でして、実態で考えると、そこまで収納率は悪くないなと考えまして、県の考えよりも収納率、被保険者の数を多く組み込むことが可能だと思っておりますので、標準保険税率より低い税率を提案させていただきました。この税率でも必要額は確保できるものと考えております。来年度も納付金の確定値が示されますので、新たに試算の方を行いまして、運営協議会の方で御協議いただきたいと思います。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。それではないようですので、お諮りいたします。

子ども・子育て支援納付金課税額等については、事務局案のとおりとすることでご異議ございませんでしょうか。

― 異議なし ―

会 長 ありがとうございます。事務局案のとおりとすることに決定いたしました。次に、「報告事項2 令和8年度水戸市国民健康保険税に係る答申（案）について」に移らせていただきます。

それでは、事務局から資料の配付をお願いします。

― 答申書（案）を配付 ―

会 長 配付漏れはございませんでしょうか。

昨年8月の運営協議会におきまして、市長から、令和8年度水戸市国民健康保険税について諮問を受け、先月の17日の運営協議会で、納付金の仮算定額による推計によって、皆様に御審議をいただきました。

その際、委員の皆様から様々な御意見をいただきましたが、令和8年度保険税率の改定案について、皆様方から御承認をいただき、さらに、先ほど、子ども・子育て支援納付金課税額の税率案についても、皆様に御協議いただき、了承をいただいたところであります。

答申（案）の作成につきましては、先日の運営協議会において、私と\_\_\_\_会長職務代理者に御一任をいただきましたので、協議会の議論等を踏まえて、とりまとめ、本日、答申の案をお示ししております。

それでは、事務局に答申（案）について読み上げていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

執行機関 （「2 令和8年度水戸市国民健康保険税に係る答申（案）について」 答申案  
読上げ）

会 長 ありがとうございます。答申の内容については、ただいま読み上げたとおりでございますが、なにか御意見等がございましたらお願いいたします。

\_\_\_\_委員 読ませていただきました。前は、私の意見が入っていなかったもので、非常に、どれだけでもいいかなと思ったんです。今回、1行入れていただきましたので、よかったです。ただし、この答申には、国保の税率が上がっているということで、この答申には賛成はできないんですが、国保の運営自体の円滑化、財政の健全化は、私は、非常に大事だと考えています。そうすると、国に対して支援を要望することは、非常に大事なところで、国に対して、国保の人が減ってきており、高齢の方や所得の低い方が非常に多く、国保を水戸市だけで賄うのは、もう大変なので、国や県に対しての支援を私たちとしても訴えていくと同時に、子ども・子育て支援金が始まるので、また、さらに負担がかかるというところで、答申案には賛成できません。

会 長 \_\_\_\_委員のお考えとして、拝聴させていただきます。答申への記載は差し控えたいと思います。ただ答申の中に、少しでも意見が反映されているということで、それは非常によかったんじゃないかと思います。国保税に関しては、子ども・子育て支援金というものが入ってきましたし、システムの膨れがちな状況になっているということ。水戸市としてどれだけ余剰金を活用できるか。そこについても繰越金に限度がありますから、今後、考えていかななくてはいけないと思います。

会 長 ほかの委員の皆様は、答申案について御意見はありますか。それではほかに意見等はないようですので、原案のとおり答申することに賛成の方は挙手をいただければと思います。

— 挙手多数 —

会 長 ありがとうございます。挙手多数でありますので、原案どおり答申することといたします。それでは、ただいま、承認をいただきましたので、恐れ入りますが、答申書の「（案）」の部分について削除をお願いいたします。

それでは事務局より、今からの流れを説明させていただきます。

執行機関 それでは、この後の予定について、御説明させていただきます。

ただいま、御承認をいただきました答申について、会長から高橋市長に交付いただく予定ですが、準備の都合もございますので、こののち暫時休憩とさせていただきます。

準備が整いましたら協議会を再開しまして、会長から高橋市長に、答申書をお渡しいただく、という流れで進めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

会 長 それでは、暫時休憩といたします。再開は3時といたします。

執行機関 それでは、運営協議会を再開いたします。

運営協議会会長より、「令和8年度水戸市国民健康保険税について」の諮問に対する答申を行います。

会長、高橋市長は、御起立をお願いいたします。

それでは、会長には、答申書のうち、「3 審議結果」及び「4 附帯意見」を読み上げていただき、そののちに、高橋市長へ、答申書の交付をお願いいたします。

それでは、会長、高橋市長、よろしくお願いをいたします。

会 長 （答申書「3 審議結果」及び「4 附帯意見」読上げ）

— 答申書を市長へ交付 —

執行機関 ありがとうございます。会長、高橋市長は、御着席ください。それでは、ここで、高橋市長から御挨拶をいただきます。

高橋市長 委員の皆様方には、活発な議論をいただきながら、また常日頃から、本市の国民健康保険事業の円滑な運営に、大変な御尽力をいただいておりますことにも、心から御礼と感謝を申し上げます。また、会長さんのリーダーシップの下に、皆様方に慎重かつ活発な御議論をいただきましたことにも、心から御礼と感謝申し上げます。本当にありがとうございます。ただいま会長さんの方から、昨年8月に諮問をさせていただきました、令和8年度の国民健康保険税につきまして、答申をいただきました。この度の答申に当たりまして、皆様方には、大変いろいろと御意見、そして御提言をいただきましたことにも、重ね重ねでありますけれども、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。本市の国保会計につきましては、当運営協議会において、担当の方から御説明を申し上げたと思うんですけれども、令和8年度以降も、必要な保険税額に対しまして、収入見込額の不足が見込まれているところでもございます。昨年度までは、国保会計の繰越金を活用をさせていただきながら対応してきたんですけれども、繰越金にはやはり限りがあるため、令和8年度以降は、収入不足のすべてをこの繰越金だけで賄うということが大変厳しい状況になっています。このことからですね、安定的な国民健康保険事業の運営というものを図っていくために、繰越金の活用によって、被保険者の負担軽減を図りながら、医療分などのいわゆる既存課税区分につきましては、現行税率を改定をさせていただき、併せて、法改正によって、新たに課税区分して追加となります、子ども・子育て

て支援納付金分につきましても、県の示すいわゆる標準保険税率を基に試算を行いまして、皆様方に御提案をさせていただいたところでもございます。国民健康保険は、年金生活者など、すでに働かれていない、そういう方が大変多い構成になっておりまして、やはり今、答申の中にもありましたとおり、近年、物価高騰など、非常に市民生活も厳しくなっております。そういった中、被保険者の皆様に対しまして、御負担をお掛けするというのが、大変、申し訳ないというところでもございますけれども、私どもといたしましても、答申書の特に、附帯意見の中にありますとおり、特に国民健康保険の収納率、その向上でありますとか、あるいは保健事業による医療費の適正化、それに国県に対する支援要望などですね、この効率化に向けて、やるべきことを最大限、もう、とにかくすべてやり切る、というような思いでございますね、しっかり、そこを私どもの責任として実施をさせていただきながら、また引き続き、持続可能な国民健康保険事業の運営に、しっかりと努めていきたいというふうに思っております。委員の皆様方にも、引き続き、御指導、御鞭撻、様々な御意見、御提言をいただければというふうに思っております。改めまして、今回の答申に当たりまして、皆様方に活発な御議論をいただきましたことに、心から御礼と感謝を申し上げながら、また、いろいろと動きありましたら、皆様方に御相談をさせていただくということで、説明責任をしっかりと果たさせていただくということもここでお誓いを申し上げながら、私からの御礼の挨拶に代えさせていただきたいと思っております。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

執行機関 ありがとうございました。ここで、市長は所用がございませぬので、大変申し訳ございませんが、退席させていただきます。

— 市長退席 —

執行機関 それでは、再び議事進行を会長にお願いいたしまして、議事を進めてまいりたいと思っております。会長、よろしくお願ひいたします。

会長 皆様の御協力により、ただいま、高橋市長に答申を交付することができました。改めて、委員の皆様には感謝を申し上げたいと思っております。

それでは、次に、次第の5「その他」に移りたいと思っております。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局から何かあればお願ひいたします。

執行機関 その他として、次回の運営協議会の開催についてお知らせいたします。すでに通知は発送済みですが、次回の令和8年第2回運営協議会は2月12日（木）14：00からの開催を予定しております。次回の開催日程については以上でございます。

会長 それでは、本日より予定しておりました議題は、すべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。円滑な議事進行に御協力をいただき、ありがとうございました。

執行機関 本日は、慎重な御審議をいただきありがとうございました。以上をもちまして、令和

8年第1回水戸市国民健康保険運営協議会を終了といたします。皆様、本日は大変ありがとうございました。